

平成29年度第11回北海道行政不服審査会 議事概要

- 1 日時
平成29年10月31日（火）9:30～11:10
- 2 場所
道庁地下1階共用会議室
- 3 出席者
 - (1) 委員
会長 岸本 太樹
委員 中原 猛
委員 八代 眞由美
(五十音順)
 - (2) 審査庁
保健福祉部福祉局地域福祉課職員（諮問第29号関係）
保健福祉部福祉局障がい者保健福祉課職員（諮問第30号及び第31号関係）
 - (3) 事務局
総務部法務・法人局法制文書課職員
- 4 議事及び審議概要
 - (1) 諮問事案に係る審議
ア 諮問第26号 生活保護開始決定処分について
・ 事案を審議し、答申を出すこととした。
 - (2) 諮問事案に係る審査庁の説明及び審議
ア 諮問第29号 生活保護変更申請却下処分について
・ 事案について審査庁（地域福祉課）から説明を受けた。
・ 事案を審議し、答申を出すこととした。
イ 諮問第30号 特別児童扶養手当資格喪失処分について
・ 事案について審査庁（障がい者保健福祉課）から説明を受けた。
・ 事案を審議し、答申を出すこととした。
ウ 諮問第31号 特別児童扶養手当資格喪失処分について
・ 事案について審査庁（障がい者保健福祉課）から説明を受けた。
・ 事案を審議し、答申を出すこととした。
 - (3) その他
・ 生活保護費変更処分についての審査請求（事件番号：2017-30）については、行政不服審査法第43条第1項第5号の規定に基づき、同項の規定による諮問を要しないものと認めることとした。
・ 次回は、平成29年11月14日（火）9時30分から開催することとした。
- 5 その他
会議は、北海道行政不服審査会運営要綱第26条本文の規定により非公開で行われた。